

令和7年5月30日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する 補助金の令和7年度の申請受付の開始について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標題の件につき、日本医師会より連絡及び周知依頼がありました。

昨年度までデジタル庁にて実施されておりました「医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業」につきまして、令和7年度は厚生労働省にて実施することをお知らせするものです。

本事業は、自治体等で発行する医療費助成の受給者証や医療機関等で発行する診察券をマイナンバーカードへ一体化することで、医療機関では、医療保険とともに医療費助成のオンライン資格確認を実施できたり、診察券が無くても受付した患者の情報を管理できたりするようになるための取組です。この取組により、受給者証情報や診察券情報の手動入力の負荷を削減し、入力間違いによる資格過誤請求の減少などにつながるのとことです。

医療費助成のオンライン資格確認を運用している自治体は、本年5月現在、183自治体あり、令和7年度においても、参加する自治体の拡大を推進していくとことです。(※大阪府では、大阪府、岸和田市、豊中市、枚方市、松原市、柏原市、羽曳野市、摂津市、東大阪市、泉南市、四條畷市が実施)

なお、本補助金については、本年6月上旬より申請受付が開始される予定となっております。補助の内容、費用などの詳細につきましては、別添資料の「診療所向け」および「病院向け」のリーフレットをご確認下さい(下記URLもしくは二次元コードより閲覧可能)。昨年度からの変更点として、本リーフレットの②および③で示されている「マイナ診察券で受付ができる！」の補助について、マイナ保険証利用率に関する補助要件が撤廃されております。

また、上記補助の詳細については、おって本会社会保険通報ならびに本会ホームページにも併せて掲載予定であることを申し添えいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会所属会員医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【別添資料】日本医師会メンバーズルームから日本医師会発出文書の閲覧が可能です。
https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/sys/2025sys_335.pdf ※
※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です。(半角入力)



担当事務局：
大阪府医師会
保険医療課 (電話 06-6763-7001)
総務課企画室 (電話 06-6763-7021)